

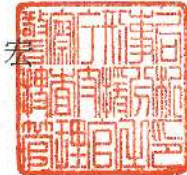


法務省矯成第363号
警察庁丁支発第33号
令和3年4月22日

法務省矯正局成人矯正課長 細川 隆夫



警察庁刑事局捜査支援分析管理官 池田 宏



凶悪重大犯罪等に係る受刑者の出所情報の共有について

法務省（以下「甲」という。）及び警察庁（以下「乙」という。）は、標記について、下記のとおり確認する。

記

1 情報の提供

甲は、殺人、強盗等の凶悪重大犯罪や、これらの犯罪に結びつきやすく再犯のおそれ大きい侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者の出所情報が、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効活用されることを目的として、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定に基づき、乙に対し提供すること。

2 情報提供の期日及び提供情報の範囲

提供情報の期日は、毎月1日（当日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。）とし、提供情報の範囲は、当該月の前月中に出所した者及び当該月中に出所予定の受刑者であって、別紙に定める罪名に係るものの別紙に定める項目とすること。

3 提供方法

1による出所情報の提供は、電磁的記録により行うこと。

4 提供情報の利用目的

乙は、提供情報を、犯罪の捜査のため、利用し又は都道府県警察に提供すること。

5 提供情報の取扱い

- (1) 乙は、提供情報の取扱いに当たっては、出所者の改善更生、社会復帰等の妨げとならないよう、厳に配慮すること。
- (2) 乙は、法、行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第84号）及び関係内部規程に基づき、提供情報を厳正に管理すること。
- (3) 乙は、4の利用目的以外の目的で、提供情報を利用し、又は他の機関等に提供しないこと。なお乙において、4の利用目的以外の目的で、利用又は提供の必要を認めるときは、あらかじめ甲に協議し、その了承を得ること。
- (4) 乙は、提供情報の取扱いに関する内部規程を制定し、又は改廃した場合は、遅滞なく甲に通知すること。

6 システムの変更等に関する事前通知等

甲は、甲のシステムを変更する場合等において、受刑者の出所情報の提供に影響が生じるおそれがあると認めるときは、事前に乙に通知すること。

7 従前の取組との関係

1による出所情報の提供は、再被害防止のための連携等法務省と警察との間における協力に係る従前の取組に何ら変更を生ぜしめるものではないこと。

8 確認事項の変更等

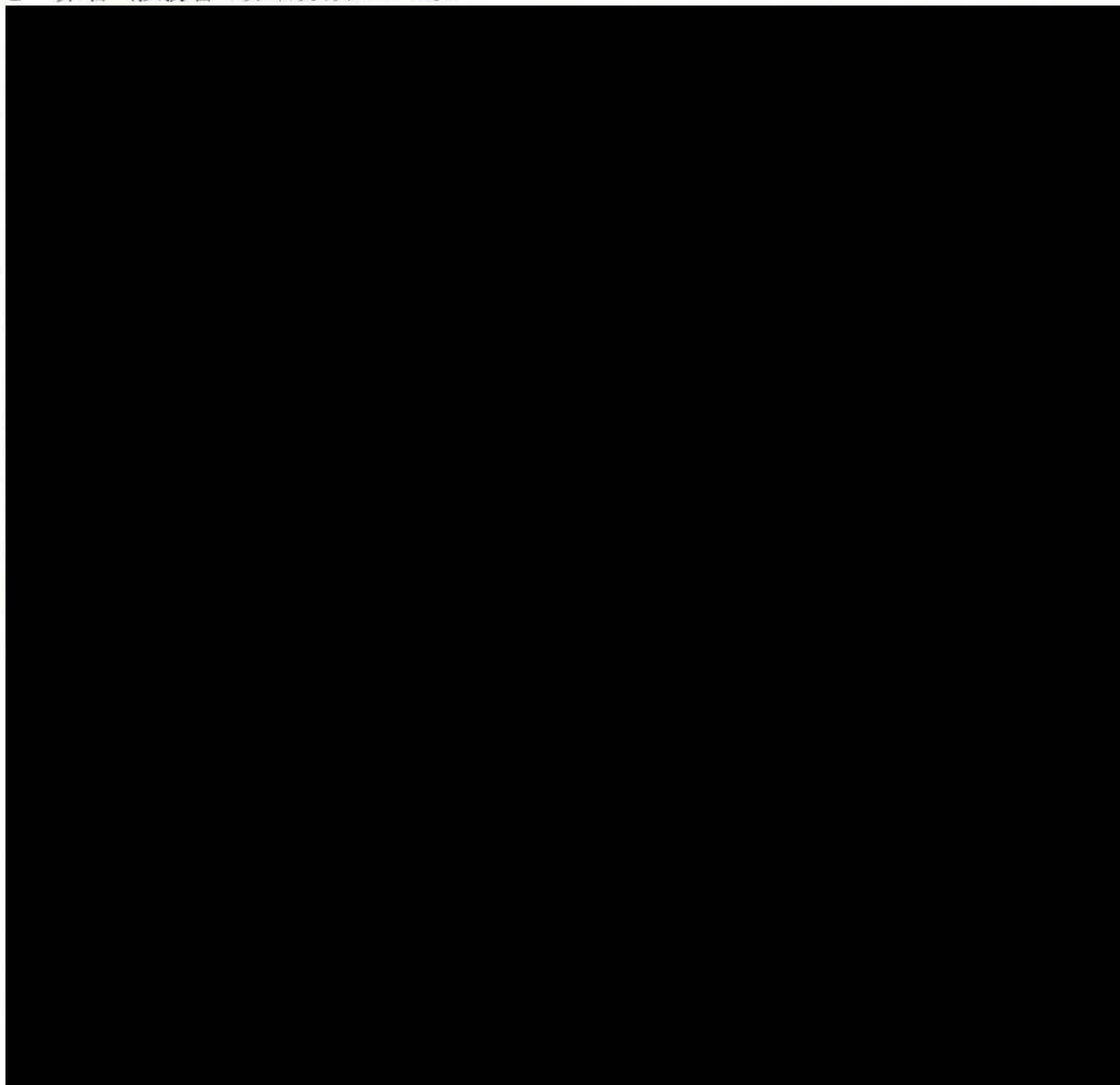
- (1) 上記の確認事項を変更しようとするときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。
- (2) 上記の確認事項又は上記に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

9 その他

- (1) 上記の確認事項は、令和3年5月6日から効力を生じるものとし、「凶悪重大犯罪等に係る受刑者の出所情報の共有について」（平成27年2月25日付け警察庁丁支発第28号、法務省矯成第511号）は、同日をもって廃止とする。
- (2) 上記を証するため、本文書を2通作成し甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

別紙

1 罪名（法務省の罪名分類による。）



2 項目

- (1) 氏名（カナ）
- (2) 氏名（漢字）
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 本籍
- (6) 罪名コード
- (7) 罪名
- (8) 入所年月日
- (9) 出所（予定）年月日
- (10) 出所刑務所コード
- (11) 出所刑務所
- (12) 出所事由コード
- (13) 出所事由
- (14) 管理番号

(15) 入所時氏名 (カナ)

(16) 入所時氏名 (漢字)